

わかたけかなえ保育園

乳幼児の犯罪被害防止についての方針と実施内容

(令和4年改定版)

1、方針

保育所保育指針(厚生労働大臣告示)、特に下記の各条文に定められた保育所の使命及び倫理に基づき、保育園での日常生活における乳幼児の犯罪被害防止に関連するすべての事象について、常に「子どもの最善の利益」をベースに総合的に判断する。犯罪被害防止の要点を踏まえつつも、「保育活動や子どもの言動に対する過剰な抑止」「保育士をはじめとする職員の職務の過度な制限」「固定的な価値観による偏向教育」につながることはない幼児教育に努めるものとする。

【保育所保育指針 第1章 1(1) 保育所の役割 ア】

保育所は、児童福祉法の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

(以下、保育所保育指針解説書より抜粋)

保育所は、この理念の下、入所する子どもの福祉を積極的に増進することに「最もふさわしい生活の場」であることが求められる。一人一人の心身共に健やかな成長と発達を保障する観点から、保育所における環境や一日の生活の流れなどを捉え、子どもが様々な人と出会い、関わり、心を通わせる経験を重ねることができるよう、乳幼児期にふさわしい生活の場を豊かに作り上げていくことが重要である。

【保育所保育指針 第1章 1(1) 保育所の役割 エ】

保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。

(以下、保育所保育指針解説書より抜粋)

保育所における保育士としての職責を遂行していくためには、日々の保育を通じて自己を省察するとともに、同僚と協働し、共に学び続けていく姿勢が求められる。幅広い観点において子どもに対する理解を深め、子どもや子育て家庭の実態や社会の状況を捉えながら、自らの行う保育と保護者に対する支援の質を高めていくことができるよう、常に専門性の向上に努めることが重要である。

【保育所保育指針 第2章 4(1) 保育全般に関わる配慮事項 カ】

子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること。

(以下、保育所保育指針解説書より抜粋)

保育所において、保育所において、「こうあるべき」といった固定的なイメージに基づいて子どもの性別などにより対応を変えるなどして、こうした意識を子どもに植え付けたりすることがないようにしなければならない。子どもの性差や個人差を踏まえて環境を整えるとともに、一人一人の子どもの行動を狭めたり、子どもが差別感を味わったりすることがないように十分に配慮する。子どもが将来、性差や個人差などにより人を差別したり、偏見をもったりすることがないように、人権に配慮した保育を心がけ、保育士等自らが自己の価値観や言動を省察していくことが必要である。

【保育所保育指針 第5章 1(1) 保育所職員に求められる専門性】

子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。

各職員は、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、保育士・看護師・調理員・栄養士等、それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(以下、保育所保育指針解説書より抜粋)

子どもの人権を尊重し、その最善の利益を考慮して保育を行うためには、職員の間観、子ども観などの総体的なものとして表れる人間性や、保育所職員として自らの職務を適切に遂行していくことに対する責任の自覚などの資質が必要である。

また、保育所の職員は、その言動が子どもあるいは保護者に大きな影響を与える存在であることから、特に高い倫理観が求められる。

【保育所保育指針 第5章 2(1) 施設長の責務と専門性の向上】

施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢等を踏まえ、施設長としての専門性等の向上に努め、当該保育所における保育の質及び職員の専門性向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。

(以下、保育所保育指針解説書より抜粋)

保育の質への影響が大きいことを自覚し、人間性を高めるなど、日頃から自己研鑽に努めなくてはならない。保育所保育指針に示される基本原則を踏まえ、保育の理念や目標に基づき、子どもの最善の利益を根幹とする保育の質の向上を図り、その社会的使命と責任を果たすよう、保育所全体で質の高い保育を行うためのリーダーシップを発揮することが必要である。

2、実施内容

- ① 乳幼児が、保育園職員の虐待、性加害、差別により危害を加えられる事件を抑止することを目的の一部として、下記の対策を実施する。
 - 職員の指示や意向に従わせることを目的とした、乳幼児に恐怖心や疎外感を与えるような保育活動または言動を厳禁とする。
 - 羞恥心の発達に伴い、幼児本人が異性による着脱介助、排泄介助に抵抗感を持った場合、緊急の場合を除き、人員配置や時間帯、保育活動の如何を問わず、同性による生活介助を原則とする。
 - 乳幼児の性別により、保育活動の内容、遊具の種別、集団などを固定的に分類することを原則禁止する。ただし、乳幼児が個々に持つ先天的な性差に起因する特性を活かすことは妨げない。
 - 職員が人的保育環境としての自覚を保つために、「自己評価チェックシート」を定期的に作成・提出するシステムを置く。
 - 保育活動が職員個人の価値観に傾倒することがないように、各クラス担任及び行事などの担当者は必ず複数とする。
 - 職員の言動について職員同士が相互に確認することができるように、各クラスの保育活動についてクラス担任一緒に担任以外の職員が担当する機会を意図的に設ける。
 - 職員が他職員の言動の異常に気がついた、または疑念を感じた場合に、「お問い合わせフォーム」「気づきレポート」により匿名でも園長に報告することができるシステムを置く。
 - 原則として、密室において職員が単数で乳幼児に接する機会を設けない。室内の衛生管理、児童の安全管理の都合上、扉を閉めるなどしての単数対応を要求される場合においても、他の職員や利用者が容易に出入りすることができる環境を整える。

- 各保育室に「検証用カメラ」を設置して、常時録画する。(保存期間7日間)ただし、常時監視はせず、録画映像の検証、保管も園長及び一部職員に制限する。
 - 保育室内において、備品などを設置する際には検証用カメラの死角となるようなスペースを設けない。
 - 職員の言動が保護者の目に入る機会として、日々の送迎における児童の受け入れ・引き渡しは原則として各保育室内で行う。
 - 職員の言動が保護者の目に入る機会として、保護者の希望に応じた「保育参加」を通年で実施する。
 - 保護者が職員の言動の異常に気がついた、または疑念を感じた場合に、「お問い合わせフォーム」により匿名で園長に報告することができるシステムを置く。
 - 東京都福祉サービス第三者評価に基づく「利用者調査」を毎年度実施し、その結果並びに意見・要望に対する回答を公表する。
- ② 乳幼児が、家族その他の虐待、性加害、差別により危害を加えられる事件を抑止することを目的の一部として、下記の対策を実施する。
- 虐待等の早期発見に関しては、子どもの身体、情緒面や行動、家庭における養育等の状態について、普段からきめ細かに観察するとともに、保護者や家族の日常生活や言動等の状態を見守ることが必要である。
 子どもの身体の状態を把握するための視点としては、低体重、低身長などの発育の遅れや栄養不良、不自然な傷やあざ、骨折、火傷、虫歯の多さ又は急な増加等があげられる。
 子どもの情緒面や行動の状態を把握するための視点としては、おびえた表情、表情の乏しさ、笑顔や笑いの少なさ、極端な落ち着きのなさ、激しい癩癢、泣きやすさ、言葉の少なさ、多動、不活発、攻撃的行動、衣類の着脱を嫌う様子、食欲不振、極端な偏食、拒食・過食等があげられる。
 子どもの養育状態を把握するための視点としては、不潔な服装や体で登所する、不十分な歯磨きしかなされていない、予防接種や医療を受けていない状態等があげられる。
 保護者や家族の状態を把握するための視点としては、子どものことを話したがる様子や子どもの心身について説明しようとしめない態度が見られること、子どもに対する拒否的態度、過度に厳しいしつけ、叱ることが多いこと、理由のない欠席や早退、不規則な登所時刻等があげられる。(保育所保育指針解説)
 - 観察の結果、不適切な養育の兆候が見られる場合、保育士は速やかに園長に報告する。報告を受けた園長は関係機関と連携し、「児童虐待の防止等に関する法律」などにに基づき適切な対応を図る。
 - 大人の指示や意向に従わせることを目的とした、乳幼児に恐怖心や疎外感を与えるような言動が見られた場合には、保育の専門性に基づき適切な養育手法を指導する。
 - 乳幼児の家族が自らの養育について思い悩んだときに相談相手となることができるように、職員は日常の保育園生活において積極的に家族とのコミュニケーションを図る。
 - 保育園は、心理的にも視覚的にも常に地域に対して開かれた空間として、防犯の観点から地域住民の視線と意識を集めることができるようにする。
- ③ 乳幼児が、虐待、性加害、差別により危害を加えられる事件を自らの対応で回避することができるよう、また乳幼児自身が他者に危害を加えるような大人にならないよう、下記の教育を実施する。
- 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う(保育所保育指針)
 - 職員は乳幼児の身近に存在する大人として、「他人を尊重すること」「異なる価値観を認めること」「自分の思いを表明すること」について常に手本となる。

- 職員は「人権」に関連するすべての教育において、他人や属性への「非難」「否定」「拒否」「卑下」につながるような十分に注意する。
 - 一人一人の職員が備えるべき知識、技能、判断力、対応力及び人間性は、時間や場所、対象を限定して発揮されるものではなく、日頃の保育における言動全てを通して自然と表れるものであるということを自覚して、日常的な態度や言葉遣いについても常に手本となる。
 - 児童が不快感、不安感、恐怖感、疎外感など負の感情を抱いた際には、信頼できる大人や友達にその感情を伝えることができるよう、保育士は日常の保育園生活において乳幼児の表現を常に受容し、理解し、適切に返すことを繰り返す。
 - おおむね満4歳となる幼児を対象として、性別や関係などの属性をもってひとくくりにはしないように留意しつつ、日常生活の中に潜む犯罪被害を予防する方法を指導する。
 - おおむね満5歳となる幼児を対象として、保育士と看護師が連携しプライベートゾーンに関連する指導を行う。「自分の大事なところを大切に守ること」と「他人の大事なところを尊重すること」を指導における重要項目とする。
- ④ 乳幼児が、保育園職員の虐待、性加害、差別により危害を加えられる事件が発生した場合に、保育園は下記に基づいて対処する。

【発見・検証】

- 発見者は、見解の相違などを考慮せず、その場で指摘し即時中止を求める。指摘を受けた当事者は、自身の考えによらず当該行為を即時中止する。
- 発見者は、職員同士の指摘や指導で済ませることなく、園長への報告を必須とする。
- 報告を受けた園長は、速やかに「検証用カメラ録画映像の保存・検証」「証拠・証言の収集」により客観的事実の確認を行う。
- 園長は、客観的事実に基づいて「当事者ヒアリング」を行い、検証結果を文書にする。
- 園長は、検証結果を発見者と当事者それぞれ別に報告する。
- 発見者は、園長が加害または隠ぺいに関わっていると判断した場合、板橋区子ども家庭部保育サービス課への通報を必須とする。

【検証の結果、事件であることが判明した場合】

- 園長は、判明した直後に当該児童の保護者、続いて板橋区子ども家庭部保育サービス課、法人理事会、すべての職員の順に検証結果を報告する。
- 検証の結果が刑法に違反する可能性がある場合、園長は警察に通報する。
- 園長は速やかに職員会議を招集し、発生原因の究明と実効性を伴う再発防止策について検討する。
- 法人理事長は、就業規則に定める懲戒規定を厳格に適用する。
- 園長並びに法人理事長は、公益通報者保護制度に基づくなどして、通報者・発見者・報告者が不利益な取り扱いを受けないようにする。
- 園長は、当該児童の個人情報を除く事件の検証結果並びに再発防止策の検討結果を、当該児童の保護者などの意向によらず、すべての利用者に報告する。

乳幼児の安全と将来に対する責任の一端を担う施設として、保育園は乳幼児の犯罪被害防止に取り組む義務を負っています。子どもの発達過程と「保育の専門性」、配置基準や補助金の不足、長らく「女性の仕事」とされてきた歴史的経緯など、この問題と簡単に切り離すことができないテーマも数多くありますが、どのような問題に対しても常に「子どもの最善の利益」をベースに物事を判断することで、乳幼児の安全と将来を担保することができるよう努めます。

令和4年12月10日
わかたけかなえ保育園
園長 山本 慎介